明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定（一〇）　二
〔省　令〕
○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**一九）　三
〔告　示〕
○猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則第四条第二項の規定に基づく告示（**国家公安委**二八）　四
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**六）　五
○社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の効力発生に関する件（**外務**四〇四）
○文化財を登録有形文化財に登録する件（**文部科学**一四四）
○登録有形文化財を抹消した件（**同**一四五）
○道路に関する件（**中国地方整備局**一五三）
○道路に関する件（**四国地方整備局**八四、八五）
○道路に関する件（**九州地方整備局**一〇三、一〇四）
○道路に関する件（**北海道開発局**一二六、一二七）
〔官庁報告〕
国家試験　一九
司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　二〇
〔公　告〕
諸事項　二三
官庁
製造たばこ小売定価関係　二四
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
平成二十一事業年度財務諸表（独立行政法人工業所有権情報・研修館・独立行政法人製品評価技術基盤機構）、独立行政法人都市再生機構、司法書士名簿登録等、平成二十二年浄化槽設備士試験合格者、日本弁護士連合会懲戒の処分、個人型年金規約の一部を変更する規約、特定計量器型式承認関係　五五
地方公共団体
公債償還（東京都区）、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八三
会社その他　八四
会社決算公告　八六

本号で公布された法令のあらまし

◇社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定（条約第一〇号）（外務省）

この協定は、我が国とアイルランドとの間で年金制度の適用調整を行うとともに、両国での保険期間の通算によりそれぞれの国における年金の受給権を確立し、もって両国間の人的交流・経済交流の促進を図ることを目的とするものであり、その内容の大要は、次のとおりである。

1　総則

㈠　協定の対象は、日本国については、年金制度に関し、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済年金、地方公務員等共済年金及び私立学校教職員共済年金により実施される制度とし、アイルランドについては、国家年金、寡婦・寡夫年金、障害年金、保護者給付、死別手当金並びに雇用及び自営活動に関する保険料の納付義務に関する社会福祉法及び社会福祉法に基づいて定めた規則とする。（第二条関係）

㈡　協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者等に適用する。これらの者であって、一方の締約国内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。（第三条及び第四条関係）

2　適用法令に関する規定

㈠　一方の締約国内で就労する者については、当該一方の締約国の法令のみを適用する。（第六条関係）

㈡　一方の締約国の制度に加入する被用者及び自営業者が他方の締約国に五年を超えないと見込まれる期間派遣され、又は就労する場合には、当該一方の締約国の法令のみを適用する。その派遣又は自営活動が五年を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局等は、当該一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて合意することができる。（第七条関係）

㈢　両締約国の権限のある当局等は、第六条から第九条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。（第一〇条関係）

3　給付に関する規定

㈠　アイルランドについては、アイルランドの実施機関は、アイルランドの法令による給付を受ける権利を確立するため、日本国の法令による保険期間を考慮すること等、アイルランド側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一三条関係）

㈡　日本国については、日本国の実施機関は、日本国の法令による給付を受ける権利を確立するため、アイルランドの法令による保険期間を考慮すること等、日本側にのみ適用される特別の事項を定める。（第一四条～第一六条関係）

4　雑則

㈠　一方の締約国の権限のある当局等から他方の締約国の権限のある当局等に伝達された個人情報は、この協定等を実施する目的のためにのみ使用し、個人情報の保護のための法律等により規律される。（第一八条関係）

㈡　協定の解釈等についての意見の相違は、両締約国の関係当局間の協議により解決する。（第二三条関係）

㈢　協定は、効力発生前の保険期間等を考慮するが、その効力発生前に給付を受ける権利を確立させるものではない。協定の効力発生前から一方の締約国で就労していた者については、その派遣及び自営活動の期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。協定の適用の結果として、協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。（第二四条関係）

㈣　協定は、両締約国が、効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面により協定の終了の通告を行うことができ、協定は、終了の通告が行われた月の後一二箇月目の月の末日まで効力を有する。（第二五条及び第二六条関係）